

# 高齢者関係資料

# 65歳以上の雇用保険の適用に係る主な論点

## 【適用】

- 昭和59年改正において65歳以上の者を適用除外にする考え方について、これまでの雇用保険制度の改正（パート労働者に対する適用基準の緩和等）や高齢者雇用の状況の変化にかんがみると、現在においてそのまま当てはめることは困難ではないか。その場合、65歳以上の者の雇用保険の適用については、憲法第27条第1項（勤労権の保障）の観点、すなわち失業者のセーフティネット確保という原則に立ち戻って考える必要があるのではないか。

## 【給付】

- 高齢求職者給付金は、65歳以降の離職者の就業希望が多様化している実態等を踏まえ、一時金を支給するとともに多様な形態の就業について求職活動を行うことができるようにするという趣旨で設けられており、現在は厚生年金との併給が可能であるが、本給付が再就職の促進を政策目的としていること等を踏まえ、この取扱いをどう考えるか。

## 【徴収】

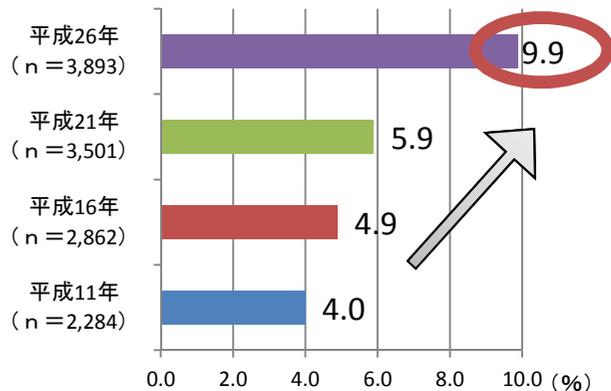
- 現在、高齢者の雇用の促進と福祉の増進に資するという政策目的の下、64歳以上の者について雇用保険料を免除する取扱いをしているが、企業調査等にかんがみると、高齢者の雇用の促進等の観点から保険料免除を行うという政策手法は妥当か。
- 65歳以上の者の雇用に関して、労使の負担のあり方をどう考えるか。

# 高齢者の経済状況と就労希望年齢について

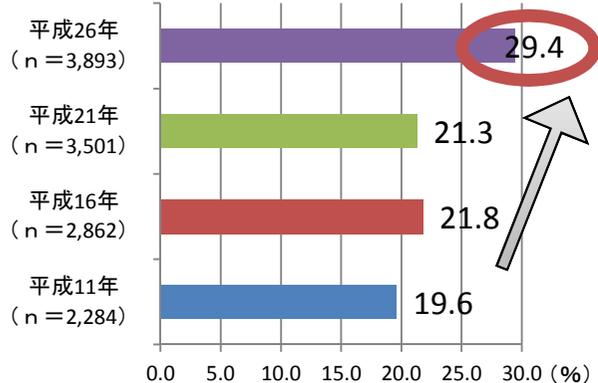
- 現在の経済的な暮らし向きについて、「家計が苦しく、非常に心配である」又は「家計にゆとりがなく、多少心配である」と回答した者の割合は、**上昇傾向**にある。
- 「家計が苦しく、非常に心配である」と回答した者（n=387）のうち、**約4割**の者が「働けるうちはいつまでも」収入を伴う仕事をしたいと回答しており、**相対的に高い水準**となっている。

「家計が苦しく、非常に心配である」、  
「家計にゆとりがなく、多少心配である」と回答した者の割合の推移

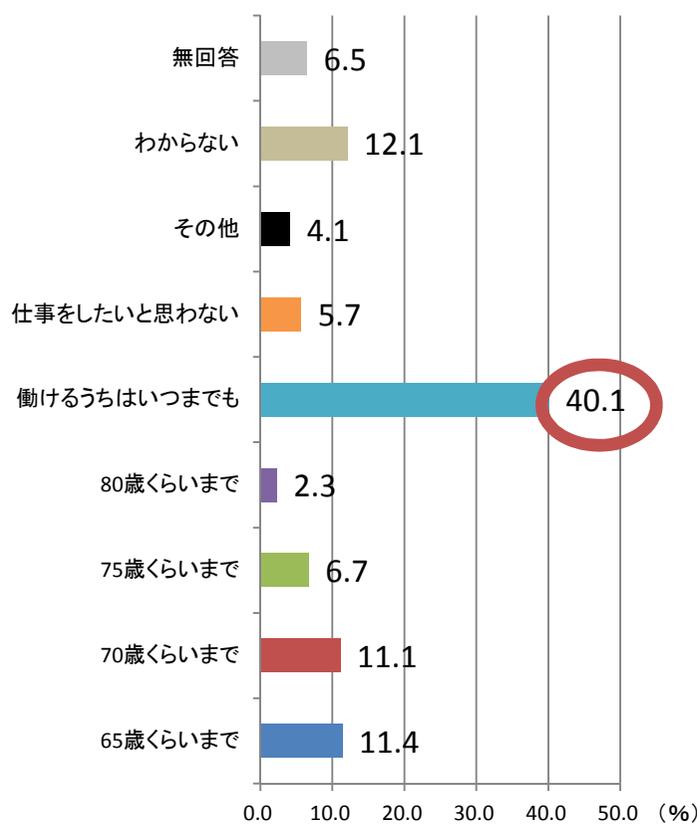
【家計が苦しく、非常に心配である】



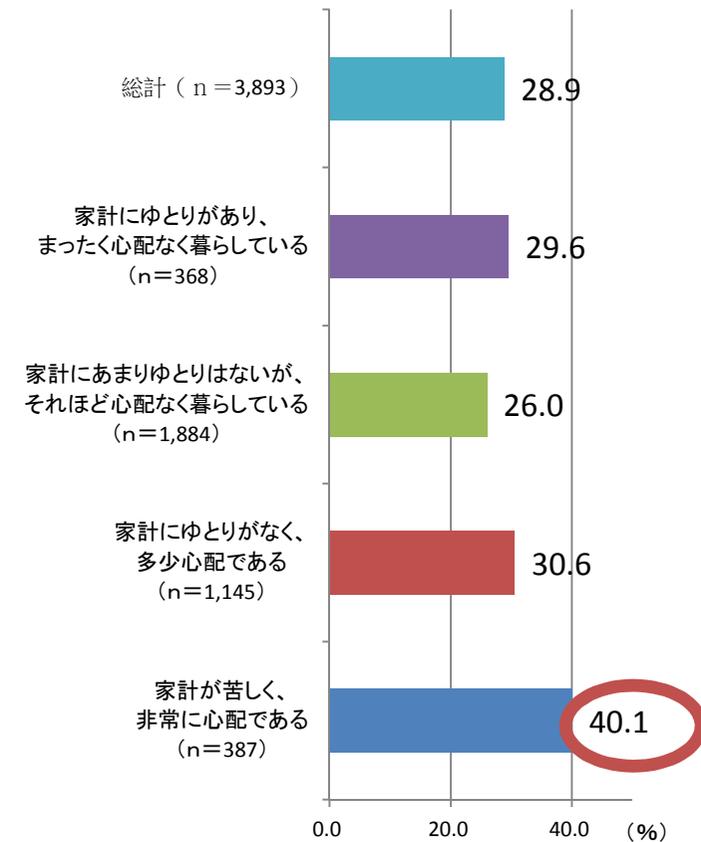
【家計にゆとりがなく、多少心配である】



「家計が苦しく、非常に心配である」と回答した者(n=387)の就労希望年齢



経済状況別の「働けるうちはいつまでも」と回答した者の割合

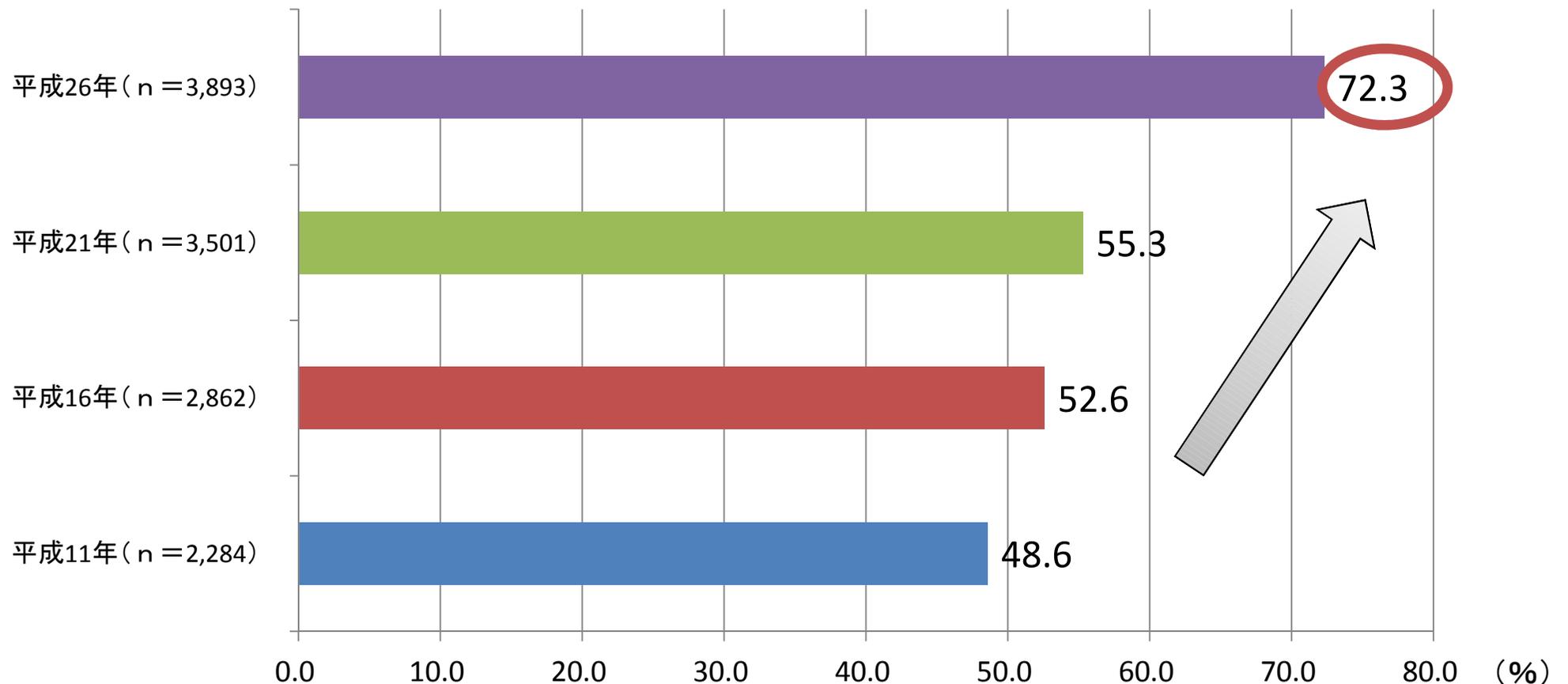


(注1) 「平成26年高齢者の日常生活に関する意識調査(内閣府政策統括官(共生社会政策担当))」より作成。

(注2) 無作為抽出した全国の60歳以上の男女6,000人を対象に調査を実施。有効回収数は3,893票(64.9%)。

# 老後の収入の保障について

- 「本格的な高齢社会の到来に備え、日々の暮らしに関し、社会としてどのような点に重点をおくべき」という問いについて、「老後を安心して生活できるような収入の保障」と回答した者の割合は、**上昇傾向**にある（平成11年調査 48.6% → 平成26年調査 72.3%）。



(注1) 「平成26年高齢者の日常生活に関する意識調査(内閣府政策統括官(共生社会政策担当))」より作成。

(注2) 無作為抽出した全国の60歳以上の男女6,000人を対象に調査を実施。有効回収数は3,893票(64.9%)。

(注3) 「本格的な高齢社会の到来に備え、日々の暮らしに関し、社会としてどのような点に重点をおくべき」という問いについては、「老後を安心して生活できるような収入の保障」を含めた15の選択肢から、主なものを3つまで回答する方法としている。

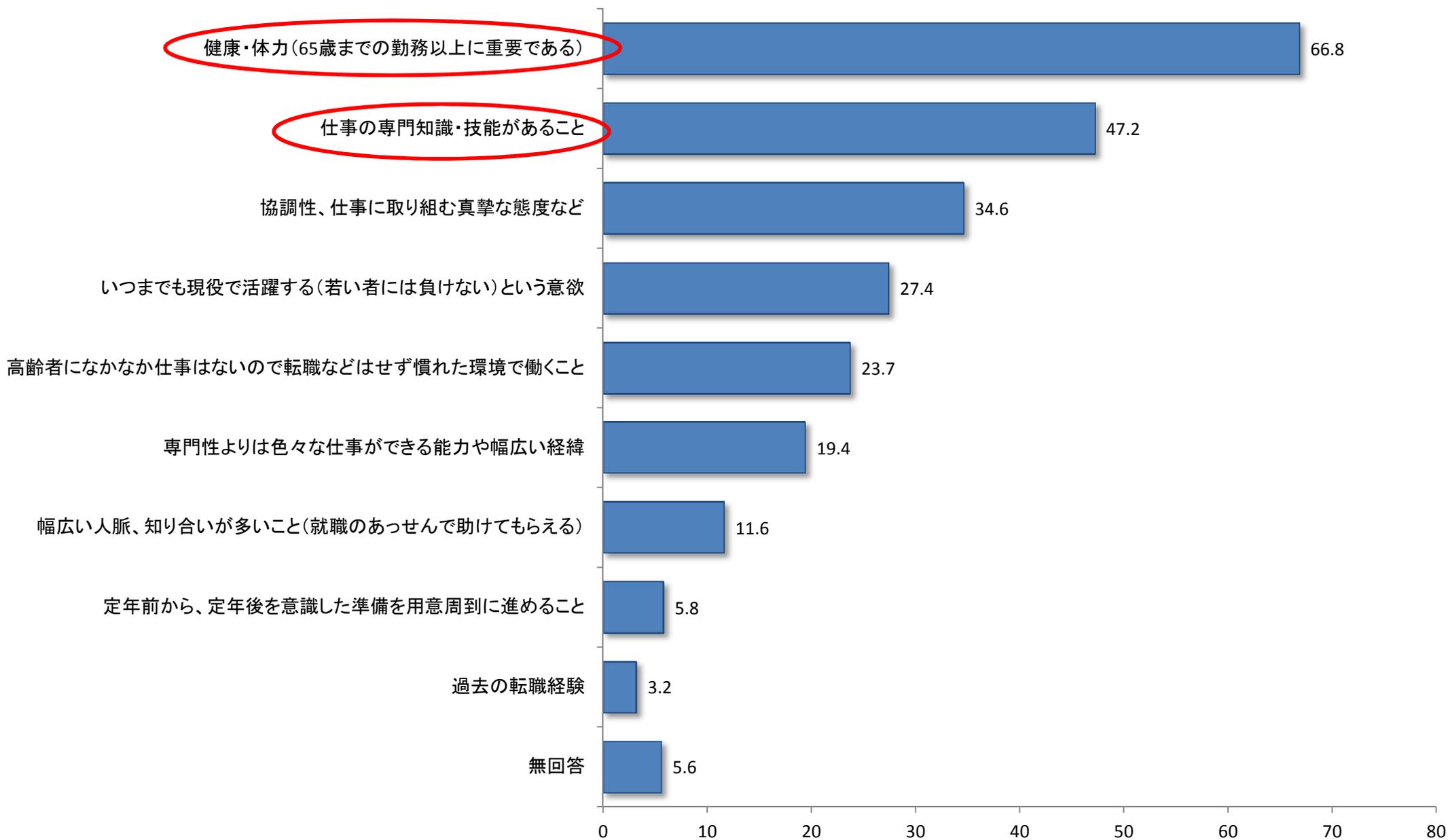
# 65歳以上の有業者の「産業」

第68回労働政策審議会職業安定  
分科会雇用対策基本問題部会  
(平成27年10月30日)資料

	男性		女性	
	有業者数	構成比	有業者数	構成比
総数	3,977,600	10.8%	2,576,000	9.3%
建設業	431,200	10.4%	94,800	12.1%
製造業	484,800	6.4%	272,400	8.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	5,500	1.9%	1,700	3.5%
情報通信業	27,400	2.0%	6,600	1.4%
運輸業、通信業	222,700	8.0%	22,000	3.3%
卸売業、小売業	537,500	10.9%	445,000	8.7%
金融業、保険業	26,700	3.5%	25,500	3.0%
不動産業、物品賃貸業	203,900	25.9%	140,500	26.3%
学術研究、専門・技術サービス業	176,600	11.8%	39,900	5.6%
宿泊業、飲食サービス業	131,200	9.2%	241,900	10.5%
生活関連サービス業、娯楽業	156,100	16.3%	191,200	13.6%
教育、学習支援業	106,500	8.0%	70,000	4.2%
医療、福祉	159,900	9.4%	222,600	4.1%
複合サービス事業	6,000	1.9%	2,700	1.3%
サービス業(他に分類されないもの)	405,400	16.5%	231,400	14.8%
公務(他に分類されるものを除く)	37,600	2.4%	11,800	2.0%

# 65歳を過ぎても勤めるために必要なこと(60~69歳高齢者)

第68回労働政策審議会職業安定  
分科会雇用対策基本問題部会  
(平成27年10月30日)資料



資料出所:独立行政法人 労働政策研究・研修機構「60代の雇用・生活調査」(平成26年)

(注) 60~69歳で働いている方を対象に、自身の経験を振り返って、65歳を過ぎても勤める(採用される)ためにはどのようなことが必要だと思えるか尋ねたもの。

# 65歳以降の雇用の取り組みに必要な支援

第68回労働政策審議会職業安定  
分科会雇用対策基本問題部会  
(平成27年10月30日)資料

(複数回答(%))

	65歳以降の雇用の 取り組みに必要な支援
活用を進めるための人件費等の経費助成	52.6
個人の健康管理への支援	39.9
家族(親を含む)の健康管理支援の充実	18.8
年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた啓発活動	18.3
個人が行う能力開発に対する助成金等の充実	13.6
企業向けアドバイス機能の充実	10.9
個人向け職業生活の相談・アドバイス機能の充実	10.3
働きやすい機械や設備の開発や導入支援	8.9
活用モデル企業の提示	8.1
労働市場や職業情報等の情報提供	6.8
個人への教育訓練機会の情報提供	5.7
職業能力評価の社会的な評価の確立	4.3
公共職業訓練の充実	4.2
その他	1.5
特になし	11.3

資料出所:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「60歳代従業員の戦力化を進めるための仕組みに関する調査研究」(平成22年度)

(注)60歳代前半層の従業員が10人以上の事業所を対象とした調査(n=7110)。無回答非掲載。

# 65歳以上の雇用保険の適用に関する 課題と対応の方向性

## 前回部会で御指摘のあった課題

- 高齢者を多く雇用している中小企業では業種によって保険料徴収の影響が小さくない。
- 高齢者の雇用には健康や安全衛生の管理にコストがかかる。
- 65歳以上の者が求職活動により真剣に取り組めるような対応を図るべき。

## 対応の方向性①

- 仮に65歳以上の者に雇用保険を適用する場合、現行の徴収免除の制度について、激変緩和の観点から何らかの経過措置を設けることについてどう考えるか。
- 高齢者を多数雇用する事業所については、65歳以上の高齢者を一定割合以上雇用している場合に、65歳以上の雇用者数に応じた助成措置の検討が考えられるか。
- 高齢者の健康管理等については、高齢者向けに健康管理制度等を導入した事業主に助成措置の検討が考えられるか。

## 対応の方向性②

### 【高年齢求職者給付の失業認定の取扱い】

- 高年齢求職者給付金受給者の失業認定に当たって、現行の高年齢求職者給付の認定申告書は、求職活動の方法を選択肢から記入する形式となっているが、基本手当の認定申告書を参考に、認定申告書に具体的な求職活動の内容、活動日、応募事業所等を記載すること等としてはどうか。
- また、循環的離職者に該当する可能性がある受給者については、雇用予約の有無の確認等を行い、より厳格に失業認定を行うこととしてはどうか。